12 結婚・子育て資金一括贈与非課税制度の創設

1 概　要

少子化対策に資するため、父母や祖父母の資産を早期に移転することを通じて、若年層の経済的不安を解消し、結婚・出産を後押しすることを目的として贈与税の非課税制度が創設される。

2 内　容（措法70の2の3）

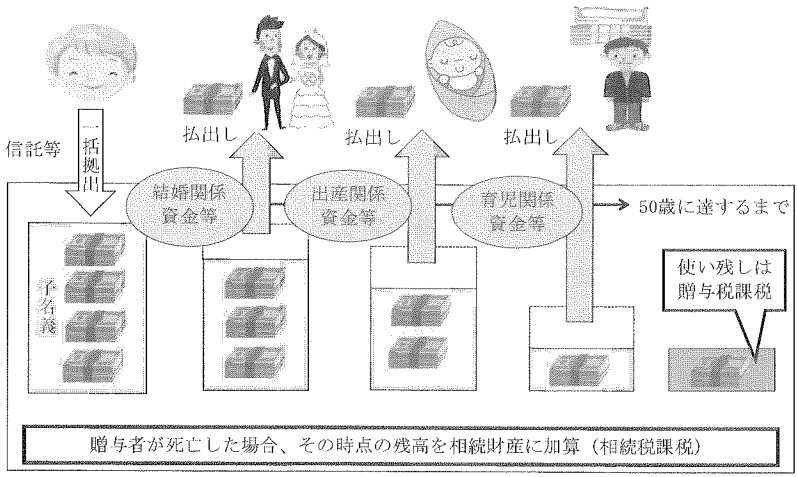
平成27年4月1日から平成31年3月31日までの間に、受贈者（例：子、孫）の結婚・子育て資金に充てるためにその直系尊属（例：父母、祖父母）が金銭等を拠出し、金融機関との「結婚・子育て資金管理契約」に基づき、信託等をした場合には、信託受益権の価額又は拠出された金銭等の額のうち受贈者1人につき1,000万円（結婚に際して支出する費用については、300万円を限度）までの金額に相当する部分の価額については、贈与税が非課税となる。

実務上のポイント　必要な都度行われる贈与

扶養義務者相互間で必要な都度、贈与される結婚・子育て資金は、現行においても非課税となる。そのため、あくまでこの制度が適用される場面は、将来必要な資金も含めて一括贈与されるときである。

なお、扶養義務者とは、①配偶者、②直系血族及び兄弟姉妹、③家庭裁判所の審判を受けて扶養義務者となった三親等内の親族、④三親等内の親族で生計を一にする者をいう。扶養義務者に該当するかどうかは、贈与の時の状況により判断する。

＜図表＞　結婚・子育て資金一括贈与非課税制度のイメージ



［出典］　財務省「税制メールマガジン第82号：資料（法人税改革以外）」

(1)　受贈者と贈与者の要件

受贈者	20歳以上50歳未満（結婚・子育て資金管理契約の締結日で判定） ※何人から贈与を受けても合計1,000万円が限度
贈与者	受贈者の直系尊属（例：父母、祖父母）であること ※年齢制限なし。何人に贈与するかについて制限なし

(2)　「結婚・子育て資金」の例

（措令40の4の4⑥⑦、H27.3.31内閣府告示第48号）

・婚礼費用（※1）	・不妊治療費	・子の医療費
・新居の住居費用（※2）	・出産費用	・子の保育費（ベビーシッター費含む）
・引越費用	・産後ケア費用	

※1　婚姻日の1年前の日以後に支払われる婚礼施設の提供、衣服の貸与等の費用
※2　婚姻日の1年前の日から婚姻日以後1年を経過する日までの期間に締結される賃貸借契約に基づき締結日から3年を経過する日までに支払われる家賃、敷金等の費用

(3)　贈与の方法

①	信託受益権の取得をする方法
②	直系尊属からの書面による贈与により取得した金銭を預貯金として預入れをする方法
③	直系尊属からの書面による贈与により取得した金銭等で有価証券を購入する方法

3　非課税申告書の提出（措法70の2の3③）

受贈者は、この特例の適用を受けようとする旨等を記載した結婚・子育て非課税申告書を、金融機関を経由して、信託等がされる日までに、受贈者の納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

4　領収書等の提出（措法70の2の3⑦）

受贈者は、払い出した金銭を結婚・子育て資金の支払に充当したことを証する書類（領収書等）を金融機関に提出しなければならない。

5　終了時の取扱い（措法70の2の3⑩～⑬）

(1)　結婚・子育て資金管理契約が終了した場合の取扱い

次の①～③のいずれかの事由に該当したときに終了する。

事　由	残額(※)の扱い
①受贈者が50歳に達した場合	贈与税が課税 （終了日の属する年の贈与税の課税価格に算入される）
②残高が0円になり、終了の合意があった場合	
③受贈者が死亡した場合	贈与税は非課税

※残額＝非課税拠出額－結婚・子育て資金支出額（300万円を限度）

(2)　期間中に「贈与者」が死亡した場合の取扱い

事　由	残額の扱い
信託等があった日から結婚・子育て資金管理契約終了の日までに贈与者が死亡した場合	相続税が課税(※1、2) (受贈者が贈与者から相続又は遺贈により取得したものとみなす)

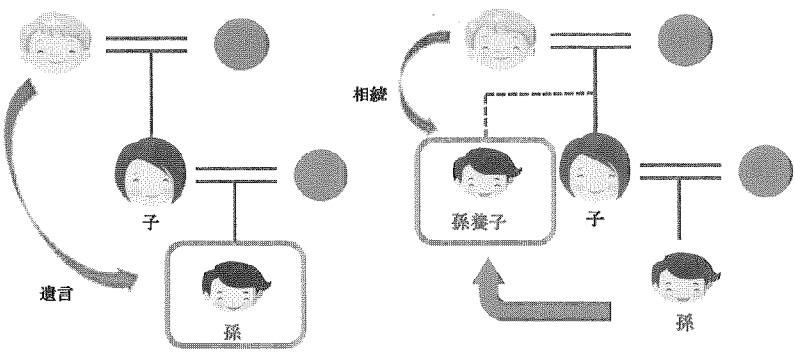
※1　その残額に対応する相続税額は、相続税額の2割加算の対象外
※2　贈与者から相続又は遺贈によりその残額以外の財産を取得していない場合は、生前贈与加算の対象外

相続税額の2割加算制度（相法18）

相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した者が、被相続人の一親等の血族（代襲相続人となった孫（直系卑属）を含む。）及び配偶者以外のものである場合には、その者の相続税額にその相続税額の2割に相当する金額が加算される。

ただし、被相続人の養子となっている被相続人の孫は、被相続人の子が相続開始前に死亡した場合や相続権を失ったためその孫が代襲して相続人となっている場合を除き、相続税額の2割加算の対象となる。

＜図表＞　孫が相続税額の２割加算制度の対象となる場合



実務上のポイント　相続との関係

相続が発生した場合には、被相続人が結婚・子育て資金一括贈与非課税制度の贈与者となっていないか、また、残額の確認が必要となる。

また、この非課税制度により孫へ贈与した場合には、贈与者の死亡時に「残額」があるときであっても、その残額に対応する相続税額については相続税額の2割加算の対象外のため、注意が必要である。

（参考）　結婚・子育て資金と教育資金の一括贈与非課税制度の比較

区　分	結婚・子育て資金一括贈与非課税制度	教育資金一括贈与非課税制度
①贈与者の要件	直系尊属（例：父母・祖父母）	
②受贈者の要件	20歳以上50歳未満の者	30歳未満の者
③適用期間	H27.4.1～H31.3.31	H25.4.1～H27.12.31 ⇒ 延長 ～H31.3.31
④非課税限度額	1,000万円 （うち結婚資金は300万円まで）	1,500万円 （うち学校等以外は500万円まで）
⑤主な資金使途	婚礼費用、新居の住居費用、引越費用、不妊治療費、出産費用、産後のケア費用、子の保育費・医療費等	入学金、授業料、教科書代、塾代等 追加 通学定期券代、留学渡航費
⑥年齢到達時の残額の取扱い	受贈者50歳到達時残額へ「贈与税」課税	受贈者30歳到達時残額へ「贈与税」課税
⑦贈与者死亡時の相続税への影響	残額は「相続税」の対象（2割加算の対象外）	（影響なし）

23　法人税率（法人実効税率）の引下げ

1　概　要

平成27年度から法人税率が引き下げられ、また、中小法人等の法人税の軽減税率の特例が2年延長される。大法人における法人事業税の外形標準課税の拡大（100頁参照）も反映した法人実効税率は次のとおり。

	改正前	平成27年度	平成28年度
大法人	34.62%	32.11%（▲2.51%）	31.33%（▲3.29%）
中小法人等	36.05%	34.33%（▲1.72%）	

※標準税率を使用。中小法人等は年800万円超部分。法人住民税の均等割等を除く。

2　改正の内容（法法66①、措法42の3の2①②、改正法附則21）

平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税の本則税率が25.5%から「23.9%」に1.6%引き下げられる。

また、中小法人等・公益法人等・協同組合等に対する軽減税率の特例（19%→特例15%）が平成29年3月31日まで（改正前：平成27年3月31日まで）の間に開始する事業年度まで2年延長される。

(1)　(2)以外の普通法人（例：資本金又は出資金1億円超の会社・医療法人、資本金5億円以上の会社の100%子会社・孫会社）

平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に開始する事業年度	平成27年4月1日から平成29年3月31日までの間に開始する事業年度
25.5%	23.9% （本則税率1.6%引下げ）

(2)　中小法人等（例：資本金又は出資金1億円以下の会社、医療法人）、公益社団・財団法人、一般社団・財団法人、NPO法人（(3)を除く）

平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に開始する事業年度		平成27年4月1日から平成29年3月31日までの間に開始する事業年度
年800万円超	25.5%	23.9% （本則税率1.6%引下げ）
年800万円以下	19% 特例15%	19% 特例15%（2年延長）

(3)　社会福祉法人・学校法人・宗教法人などの一定の公益法人等、認定NPO法人、一定の協同組合等、租税特別措置上の特定医療法人

平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に開始する事業年度		平成27年4月1日から平成29年3月31日までの間に開始する事業年度
年800万円超	19%	19% （軽減税率）
年800万円以下	19% 特例15%	19% 特例15%（2年延長）

実務上のポイント　中小法人等への影響

資本金1億円以下の中小法人等にとって今回の法人税率及び法人事業税（外形標準課税）の改正の中で実質的に影響があるのは、法人税率の本則税率の改正のみである。

そのため、減税の影響は限定的である（次頁参照）。

＜事例＞　資本金1億円以下の法人への影響

(1)　東京都（23区内）　所得金額3,000万円

	27年12月期	28年12月期	差　額
法　人　税	6,810,000円	6,458,000円	▲352,000円
地方法人税	299,600円	284,100円	▲15,500円
法人住民税（法人税割）	都：878,400円	都：833,000円	▲45,400円
法人事業税（所得割のみ）	1,814,000円	1,814,000円	0円
地方法人特別税	783,600円	783,600円	0円
合　計	10,585,600円	10,172,700円	▲412,900円
税負担率	35.29%	33.91%	▲1.38%

(2)　名古屋市　所得金額3,000万円

	27年12月期	28年12月期	差　額
法　人　税	6,810,000円	6,458,000円	▲352,000円
地方法人税	299,600円	284,100円	▲15,500円
法人住民税（法人税割）	県：217,900円 市：627,500円	県：206,600円 市：595,100円	▲43,700円
法人事業税（所得割のみ）	1,814,000円	1,814,000円	0円
地方法人特別税	783,600円	783,600円	0円
合　計	10,552,600円	10,141,400円	▲411,200円
税負担率	35.18%	33.80%	▲1.38%

※地方法人税の改正の影響を反映させないため、12月決算を例にしている。なお、29年12月期も28年12月期と同様の結果となる。

3　税効果会計への影響

平成27年度税制改正に係る改正法が平成27年3月31日に公布されたため、一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債の計算において、「平成27年3月決算」から新税率に基づく法定実効税率が適用される。

＜算式＞　法定実効税率

$$\frac{\text{法人税率}\times\left(1+\text{地方法人税率}+\text{住民税率}\right)+\text{事業税率(※)}+\text{事業税率(標準税率)}\times\text{地方法人特別税率}}{1+\text{事業税率(※)}+\text{事業税率(標準税率)}\times\text{地方法人特別税率}}$$

※各地方団体が条例で定めた事業税率（標準税率又は超過税率）

＜参考＞　27年3月決算：外形標準課税適用法人（東京都※）

年　度	法定実効税率	算　式
（現　行）	35.64%	$\frac{25.5\%\times(1+4.4\%+16.3\%)+4.66\%+4.3\%\times67.4\%}{1+4.66\%+4.3\%\times67.4\%}$
平成28年3月決算	33.10%	$\frac{23.9\%\times(1+4.4\%+16.3\%)+3.46\%+3.1\%\times93.5\%}{1+3.46\%+3.1\%\times93.5\%}$
平成29年3月決算～	32.34%	$\frac{23.9\%\times(1+4.4\%+16.3\%)+2.26\%+1.9\%\times152.6\%}{1+2.26\%+1.9\%\times152.6\%}$

※事業税の超過税率は、現行と同様に0.36%上乗せと仮定

上記の例は3月決算法人の決算日（平成27年3月31日）現在における税法規定に基づく税率により計算している（企業会計基準委員会「平成27年度税制改正に伴う税効果会計の適用における法定実効税率の検討」（第307回企業会計基準委員会議事概要別紙）も参照）。

なお、東京都では、平成27年4月1日に「平成27年度税制改正に伴う外形標準課税法人に係る法人事業税の税率の改正について」が公表されている（改正条例は平成27年4月1日に公布）。

実務上のポイント　非上場株式等の株価評価への影響

法人税率の引下げに伴い、「純資産価額方式」の計算における「評価差額の法人税等相当額」の「法人税率等の合計割合」の引下げが見込まれる。合計割合と適用時期について今後の財産評価基本通達の改正に注目する必要がある。

＜算式＞

1株当たりの純資産価額＝

$$\frac{\text{（総資産価額（※）－負債の合計額－評価差額の法人税等相当額）}}{\text{発行済株式数}}$$

※相続税評価額による総資産価額

＜図表＞　最近の合計割合と適用時期の推移

合計割合	適　用　時　期
42%	平成24年4月1日以後の相続、遺贈、贈与 （法人税率の引下げ（30%→25.5%）に伴う改正）
40%	平成26年4月1日以後の相続、遺贈、贈与 （復興特別法人税の廃止に伴う改正）
40% （変更なし）	平成26年10月1日以後の相続、遺贈、贈与 （地方法人税の創設及び事業税・住民税率変更に伴う改正）

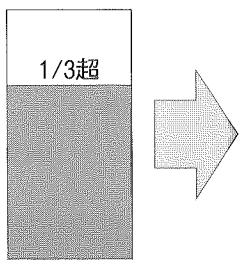
24　受取配当等益金不算入制度の見直し

1　概　要

法人税率引下げに伴う代替財源の1つとして、受取配当等益金不算入制度における益金不算入額の計算区分等が見直され、課税ベースが拡大される。

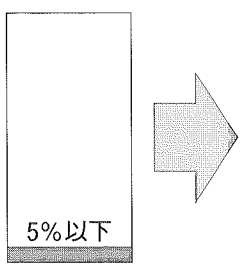
＜図表＞　支配目的の違いと益金不算入割合

○完全子法人株式等・関連法人株式等（支配目的の株式）



経営形態の選択や企業グループの構成に税制が影響を及ぼすことがないように100％益金不算入とされる

○非支配目的株式等（支配目的が乏しい株式等）



他の投資機会（例：債券投資）との選択をゆがめないように、益金不算入割合が20％に引き下げられる（改正前：50％益金不算入）

※ETF（上場投資信託）以外の株式投資信託は0％益金不算入（全額益金算入）

［出典］　財務省「税制メールマガジン第82号：資料（法人税改革）」

2　改正の内容（法法23①④～⑦、法令22の2～22の3の2）

(1)　株式等の区分（保有割合）の見直し

株式等の区分は、改正前の3段階から、「完全子法人株式等」、「関連法人株式等」、「その他の株式等」、「非支配目的株式等」の4段階となり、株式等の保有割合に応じた益金不算入割合や負債利子控除の有無が次のとおり変更される。

＜図表＞　株式等の区分（保有割合）の見直し

改正前			改正後		
区分（保有割合）	不算入割合	負債利子控除	区分（保有割合）	不算入割合	負債利子控除
完全子法人株式等（100%）（※1）	100%	なし	完全子法人株式等（100%）（※1）	100%	なし
関係法人株式等（25%以上）（※2）		あり	関連法人株式等（1/3超）（※3）		あり
上記以外の株式等（25%未満）	50%		その他の株式等（5%超）（※4）	50%	なし
			非支配目的株式等（5%以下）（※4）	20%（※5）	

※1　配当計算期間を通じて完全支配関係がある場合に限る。
※2　配当等の支払効力発生日以前6か月以上保有しているものに限る。
※3　配当等の額の支払に係る基準日以前6か月以上保有しているものに限る（完全子法人株式等に該当するものを除く）。
※4　「配当等の額の支払に係る基準日」で判定する。「その他の株式等」は他の区分に該当するものを除き、「非支配目的株式等」は完全子法人株式等に該当するものを除く。
※5　青色申告書を提出する保険会社（主に損害保険会社）は、特例として「40%」となる。また、損害保険会社の受取配当等の益金不算入等の特例（特別利子に係る負債利子控除の特例）は廃止される。

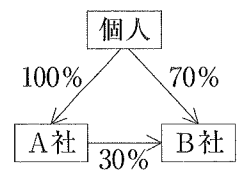
＜図表＞　株式等の保有割合と改正の影響

保有割合	改正の影響	
1/3超	—	改正前後で取扱いに変更なし
25％以上 1/3以下	増税 （※）	益金不算入割合が100％→50％
5％超 25％未満	減税	負債利子控除あり→なし
5％以下	増税 （※）	益金不算入割合が50％→20％

※負債利子控除がなくなるため、負債利子が多い場合は減税となる場合がある。

実務上のポイント　グループ法人税制

配当計算期間を通じて個人による完全支配関係がある場合も、「完全子法人株式等」に該当する点に注意が必要である。右図でＡ社が受けるＢ社配当は100％益金不算入となる。



(2)　公社債投資信託以外の証券投資信託の収益の分配の額の益金不算入額の計算（措法67の7）

区　分	改　正　前	改　正　後
特定株式投資信託	収益の分配の額×50％	収益の分配の額×20％ （非支配目的株式等）
上記以外の証券投資信託	収益の分配の額 ×1/2（1/4）×50％ 又は 0円（全額益金算入）	0円（全額益金算入）

＜事例＞　益金算入部分の計算

前提
受取配当の額：800,000円　　負債利子控除の額：40,000円
保有割合以外の要件（継続保有要件）は満たしているものとする。

① 保有割合30％

改　正　前	改　正　後
関係法人株式等(30％≧25％)	その他の株式等(1/3％≧30％＞5％)
800,000－(800,000－40,000)	800,000－(800,000×50％)
＝40,000	＝400,000(＋360,000)

⇒負債利子控除はなくなるが、益金不算入割合の低下により増税

② 保有割合10％

改　正　前	改　正　後
上記以外の株式等(25％＞10％)	その他の株式等(1/3％≧10％＞5％)
800,000－(800,000－40,000)×50％	800,000－(800,000×50％)
＝420,000	＝400,000(▲20,000)

⇒益金不算入割合の変更はないが、負債利子控除がなくなるため減税

③ 保有割合3％

改　正　前	改　正　後
上記以外の株式等(25％＞3％)	非支配目的株式等(5％≧3％)
800,000－(800,000－40,000)×50％	800,000－(800,000×20％)
＝420,000	＝640,000(＋220,000)

⇒負債利子控除はなくなるが、益金不算入割合の低下により増税

実務上のポイント　資産管理会社における株式保有割合

資産管理会社の株式等の保有割合が「3分の1以下」の場合には、益金不算入割合や負債利子控除の有無によって、有利になる場合と不利になる場合が生ずる。株式の買増しをする際には、関連法人株式等の場合、配当基準日以前6か月以上保有の要件もある点に注意が必要である。

3　適用時期（改正法附則21・72）

上記2の改正の適用時期は、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から適用される。

4　負債利子控除額の計算

(1)　原則法（総資産按分法）の分母（法令22①）

「その他有価証券」の評価益又は評価損が計上されている場合には、分母となる総資産から控除又は総資産に加算しているが、改正後はこの調整がなくなる。

(2)　簡便法の基準年度（法令22④）

上記2の改正に伴い、関連法人株式等（改正前：「関係法人株式等」）に係る負債利子控除額の計算の簡便法の基準年度が、平成27年4月1日から平成29年3月31日までの間に開始する事業年度（改正前：平成22年4月1日から平成24年3月31日までの間に開始する事業年度）となる。

なお、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に開始する事業年度は、実質的には原則法のみが適用される。

3　法人税関係

法人税関係1/8

項　目	検　討　事　項	確認
別表一	法人の区分に応じ、別表一(一)、(二)、(三)は正しく選択されているか。	
	事業年度終了時点で、資本金が5億円以上の法人による完全支配関係がある等により非中小法人等に該当する場合、該当欄に「○」が記載されているか。	
	税額計算の確認はよいか。(非中小法人等を除く中小法人の軽減税率は15%、その他は25.5%(※)となっているか) ※H27.4.1以後開始事業年度は23.9%	
別表二	種類株式発行会社の場合、議決権数による判定も行っているか。	
	自己株式を保有している場合、「1」欄、「4」欄の本書には自己株式を含む発行済株式総数が、内書には自己株式数が記載されているか。	
	資本金1億円超の法人、若しくは非中小法人等に該当する場合、「11」～「17」欄にて特定同族会社の判定を行っているか。	
別表三(一)	留保金課税の対象となる法人は、別表二で判定した特定同族会社のみとなるがよいか。	
	基準日が当期に属している配当のうち、当期末から決算確定日までに決議されたものは、「3」欄に記載されているか。	
別表四	前期申告調整事項の当期認容処理のもれはないか。	
別表五(一)	資本金等の額の確認はよいか。 (組織再編成、自己株式の取得等があった場合に注意)	
	二以上の種類株式がある場合、別表五(一)付表は添付されているか。	
別表五(二)	損金経理欄の合計は決算書と一致しているか。 また、損金算入・損金不算入の区分確認はよいか。	
	利子割及び源泉所得税・復興特別所得税（両建経理の場合）の金額は、第六号様式、別表六(一)及び復興特別法人税別表二の金額と一致しているか。	

法人税関係2/8

項　目	検　討　事　項	確認
別表六(一)	所得税額がある場合、収入金額欄に対する率は理論値以下となっているか。また、復興特別法人税の申告対象期間においては、復興特別所得税は含まれないがよいか。	
	個別法適用の場合、利子・配当の計算期間を確認し、所有期間の按分は個々に計算されているか。	
	銘柄別簡便法適用の場合、計算期首の所有元本数等は直前配当時の所有元本数等と一致しているか。	
別表六(六)～(二十六)	適切な別表が添付されているか。	
	法人税額が発生し、雇用者給与等が基準年度支給額の2%(※)以上増加している場合、雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除（措法42条の12の4、別表六(二十)）適用の検討はよいか。 ※H27.4.1からH28.3.31までの間に開始する事業年度は3%	
	上記特別控除について、H26.3.31までに終了した事業年度において旧適用要件に該当しなかった先についても、改正後の適用要件に該当する場合には、上乗せ控除が可能だがよいか。	
	旧リース税額控除を適用した場合、翌年以降の申告書に別表六(二十六)の添付が必要だがよいか。	
別表七(一)	当期に欠損金が発生した場合、又は前期から繰り越された欠損金額がある場合、当別表の添付もれはないか。また翌期繰越額の合計は別表一と一致しているか。	
	資本金1億円超の法人及び非中小法人等の控除限度額「2」欄は、控除前所得金額「1」欄の80%(※)となるがよいか。 ※H27.4.1以後開始事業年度は65%。ただし非中小法人等及び株式移転完全親法人以外の法人の設立から7年以内は100%	
	H20.3.31以前終了事業年度に発生した欠損金額の繰越控除期間は7年間だがよいか。	
別表八(一)	受取配当等の金額は、元本の所有状況に応じ、完全子法人株式等、関係法人株式等、その他の株式等（改正後は完全子法人株式等、関連法人株式等、その他の株式等、非支配目的株式等）に区分されているか。	

法人税関係3/8

項　目	検　討　事　項	確認
別表八(一)(※)	完全子法人株式等に係る配当等は、その配当の計算期間を通じて完全支配関係があった内国法人からの配当となるがよいか。	
	証券投資信託の収益分配金のうち、内国法人から受ける配当等からなる金額は1/2（外貨建ての場合は1/4）が益金不算入（改正後は特定株式投資信託を除き益金不算入）の対象となるがよいか。また、期末帳簿価額についても同様の処理となるがよいか。	
	信用保証料は「3」欄の負債利子等に含まれないがよいか。	
	総資産の帳簿価額の計算において、貸倒引当金、特別償却準備金、圧縮引当金、土地及びその他有価証券の評価損益（改正後は評価損益の調整なし）、繰延税金資産等を計上している場合、これらを考慮しているか。	
	負債利子等の額を基準年度実績により計算する場合、「23」欄、「24」欄、「28」欄の負債利子の額は、H22.4.1からH24.3.31まで（改正後はH27.4.1からH29.3.31まで）に開始した各事業年度の合計額となっているか。	
別表十(七)	中小企業倒産防止共済掛金の損金算入は、当別表の「23」～「27」欄に記載が必要だがよいか。	
別表十一(一)	大法人や非中小法人等における貸倒引当金制度の廃止に伴う経過措置の確認はよいか。（中小法人、銀行及び保険会社等については従前通り適用がある）	
	貸倒引当金制度の廃止に伴い、個別評価金銭債権については債権ごとに新制度と経過措置を選択することができるがよいか。	
	上記経過措置を適用する場合、「18」欄で繰入限度額を調整しているか。	
	前期以前に発生した個別評価金銭債権について、「21」～「25」欄の記載はあるか。	
	「23」欄は税込金額となっているか。	

※受取配当等益金不算入制度については、平成27年度税制改正で大幅な見直しが行われているため、H27.4.1以後開始事業年度については、本書85頁～89頁を参照ください。

法人税関係4/8

項目	検討事項	確認
別表十一(一の二)	大法人や非中小法人等における貸倒引当金制度の廃止に伴う経過措置の確認はよいか。(中小法人、銀行及び保険会社等については従前通り適用がある)	
	上記経過措置を適用する場合、「7」欄で繰入限度額を調整しているか。	
	非中小法人等を除く資本金1億円以下の法人においても、過去3年間の貸倒損失等の発生状況によっては法定繰入率よりも貸倒実績率による繰入の方が有利となる場合があるが、検討しているか。	
	貸倒実績率の算定に用いる「貸倒による損失の額」は、税込金額によって算定されているか。	
	金銭債権に関する申告調整がある場合や、未収計上した法人税等・仕入割戻・助成金等の売掛債権等に該当しないものがある場合、「21」欄、「22」欄で考慮されているか。	
	公益法人等・協同組合等について、限度額の計算は通常の繰入限度額の112%となっているか。	
別表十四(二)	他の科目に寄附金に該当するものが含まれていないことを確認しているか。また、当別表での「支出した寄附金」には未払・手形払の寄附金は含まれず、仮払寄附金は含まれるがよいか。	
	指定寄附金等の明細及び領収書の確認、特定公益増進法人及び認定NPO法人の要件確認はよいか。	
	国外関連者に対する寄附金は全額損金不算入だがよいか。	
別表十五	非中小法人等を除く中小法人の定額控除限度額は800万円とされ、その範囲内であれば全額損金算入となるがよいか。	
	他の科目に交際費に該当するものが含まれていないことの確認はよいか。	
	1人あたり5,000円以下の飲食費を交際費課税の適用除外とする場合、参加人数等の明細の保存はよいか。	
	税抜経理で、損金経理した控除対象外消費税額等がある場合、交際費に係るものの加算もれはないか。	

法人税関係5/8

項　目	検　討　事　項	確認
別表十五	H26.4.1以後開始事業年度より、非中小法人等を除く中小法人は、支出交際費と定額控除限度額800万円のうち少ない金額と、接待飲食費の50％とのいずれか多い方を損金算入限度額として選択できるがよいか。	
	H26.4.1以後開始事業年度より、大法人及び非中小法人等は、接待飲食費の50％が損金算入限度額となったがよいか。	
別表十六（一）（二）	耐用年数の確認及び見直しを行っているか。 機械装置の耐用年数については日本産業分類と符合しているか。	
	事業年度が1年に満たない場合、償却率の改定を行っているか。	
	期末近くに購入した資産について、事業供用の確認はよいか。特別償却等適用の場合は現物確認をしているか。	
	資本的支出は、新規取得したものとして既存資産と同じ耐用年数で償却するがよいか。（5％到達資産への資本的支出の場合に注意）	
	既存資産がH19.3.31までに取得されたものに対する資本的支出は、既存資産に加算して従来の償却方法を継続することも可能だがよいか。	
	営業権について、期中取得のものであっても償却費計算は月割計算を行わないがよいか。	
	H27.1.1以後開始事業年度より、1点100万円未満の美術品等について減価償却資産に該当することとなったがよいか。	
	H26.12.31以前取得の1点100万円未満の美術品等については、H27.1.1以後開始事業年度から減価償却資産に該当するものとしている場合、減価償却可能だがよいか。	
別表十六（四）	所有権移転外ファイナンスリース取引について、当別表が添付されているか。（賃貸借処理を行い、リース料が償却限度額と同額となる場合は添付不要）	
別表十六（六）	一時償却・均等償却の別、及び償却期間の確認はよいか。	
	期中取得分は使用開始日でなく、支出日から償却開始となるがよいか。	

法人税関係6/8

項目	検討事項	確認
別表十六（七）	中小企業者等がH28.3.31までに取得した10万円以上30万円未満の減価償却資産の損金算入特例（取得価額合計年300万円を限度）は、当別表に記載が必要だがよいか。	
	上記の少額減価償却資産の損金算入特例には、原則として資本的支出に該当するものは含まれないがよいか。	
別表十六（八）	一括償却資産の対象資産について、名称・金額・取得年月日・事業供用日等に関する書類は保存されているか。	
	10万円以上20万円未満の資産は個別償却と一括償却の比較検討を行っているか。	
別表十六（九）	特別償却の適用条文、特別償却割合の確認はよいか。	
	取崩額の計算はよいか。 ・耐用年数10年以上：7年間の均等取崩 ・耐用年数10年未満：5年又は耐用年数の短い年数で均等取崩 ・特別償却対象資産を有しないこととなった等の場合：残額の全部	
	「7」欄と「28」欄の合計と決算書の特別償却準備金は一致しているか。（剰余金処分による積立の場合及び税効果会計適用の場合を除く）	
	税効果会計適用の場合、「諸準備金等の種類別の明細表」が添付されているか。	
別表十七（四）	国外関連者との取引があった場合、当別表の添付が検討されているか。	
税額控除特別償却	特別償却と税額控除の比較検討はよいか。	
	税額控除又は特別償却について、適用法人の要件、対象設備の取得価額要件等の確認はよいか。	
	所有権移転外ファイナンスリースにより取得した機械等について、要件を満たせば税額控除が適用可能だがよいか。（特別償却は適用できない）	
	貸付用資産は、税額控除又は特別償却の対象とならないがよいか。（貸付先が専属下請に該当する場合、適用できる可能性がある）	

法人税関係7/8

項　目	検　討　事　項	確認
税額控除特別償却	中小企業者等を対象とした税額控除又は特別償却を適用する場合、中小企業者等の定義や資本金基準、適用業種の要件確認はよいか。（大規模法人の子会社等は要注意）	
	中小企業者等が機械等を取得した場合の税額控除制度（措法42の6）は資本金3,000万円以下の特定中小企業者が対象となるがよいか。	
	措法42の6について、H26.1.20以後に取得した一定の先端設備等（工業会等による証明書等を確認）について拡充措置が設けられたがよいか。	
	上記拡充措置対象設備は、資本金3,000万円超1億円以下の法人についても税額控除が適用できるがよいか。	
	生産性向上設備投資税制（措法42の12の5）の対象設備について、工業会等による証明書等の確認はよいか。	
	特別償却の対象とした資産については別表十六に個別表示し、特別償却の付表を添付するがよいか。	
	税額控除の適用を受ける場合、対象設備の概要について、できるだけ特別償却の付表を記載し添付することとなっているがよいか。	
適用額明細書	対象となる租税特別措置法の適用がある場合、適用額明細書は添付されているか。また別表一の提出の有無欄の記載はよいか。	
	業種番号、条項、区分番号、適用額の記載もれはないか。（例：中小法人等の軽減税率、税額控除、特別償却、少額減価償却資産の取得価額の損金算入）	
解散事業年度	解散決議の議事録、解散後の会社謄本は添付されているか。（合併による解散の場合、合併契約書と会社謄本）	
	解散した場合、事業年度開始の日から解散の日までの期間を事業年度とみなして申告するがよいか。（合併による解散の場合、事業年度開始の日から合併の日の前日までの期間を事業年度とみなす）	
	申告期限延長処分が有効であれば、解散事業年度においても申告期限延長処分の適用があるがよいか。	
	合併による解散の場合を除き、解散確定申告では税額控除又は特別償却制度のほとんどを適用できないがよいか。	

法人税関係8/8

項　目	検　討　事　項	確認
解　散 事業年度	株式会社、一般社団法人又は一般財団法人の解散後の事業年度は、定款上の事業年度ではなく、解散の日の翌日から各1年の期間をいうがよいか。（破産手続開始決定による解散を除く）	
	合名会社、合資会社、合同会社、協同組合又は医療法人の解散後の事業年度は、定款上の事業年度のままとなるがよいか。	